

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4の規定に基づく記録について

施設名	大間町一般廃棄物最終処分場
設置場所	青森県下北郡大間町大字大間字内山48-1
総面積	21,350㎡
埋立面積	6,500㎡
埋立容積	25,000.0m ³
埋立対象物	可燃物、不燃物、焼却灰

記録事項	
1	埋立てた一般廃棄物の種類及び数量
2	周縁地下水の水質検査
3	放流水の水質検査
4	調整池の定期検査及び措置
5	浸出液処理設備の定期検査及び措置
6	その他施設の状況
7	残余容量調査

掲載している記録の期間： 平成28年4月 以降

※お問い合わせ先

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間104

大間町役場 住民福祉課 一般廃棄物処理係

電話 0175-37-2111 (内23) FAX番号 0175-37-2478

1 埋立てた一般廃棄物の種類及び数量

搬入年月	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	焼却灰	側溝土砂	その他	合計
平成28年4月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年5月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年6月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年7月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年8月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年9月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年10月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年11月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年12月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年1月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年2月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年3月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成28年度小計	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg

2 周縁地下水の水質検査

平成28年度 大間町一般廃棄物最終処分場地下水（河川水：上流）水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日														
			9月8日														
			9月30日														
水温	℃	-	17.0														
電気伝導率	mS/m	-	66														
塩化物イオン	mg/L	-	94														
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出														
総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満														
カドミウム	mg/L	0.01以下	0.0003未満														
鉛	mg/L	0.01以下	0.001未満														
六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満														
砒素	mg/L	0.01以下	0.001未満														
全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出														
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/L	検出されないこと	不検出														
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.001未満														
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満														
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	0.0002未満														
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0001未満														
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	0.001未満														
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.001未満														
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.0005未満														
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0001未満														
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0001未満														
チウラム	mg/L	0.006以下	0.0005未満														
シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満														
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.001未満														
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満														
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満														
セレン	mg/L	0.01以下	0.001未満														
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10.0以下	1.3														
ふっ素	mg/L	0.8以下	0.03														
ほう素	mg/L	1.0以下	0.24														
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	0.083														

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 周縁地下水の水質検査

平成28年度 大間町一般廃棄物最終処分場地下水（下流）水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日											
			4月25日	5月12日	6月7日	7月13日	8月3日	9月8日	10月12日	11月14日	12月14日	1月11日	2月8日	3月8日
			5月12日	5月24日	6月21日	7月26日	8月23日	9月30日	10月25日	11月28日	12月24日	1月24日	2月20日	3月21日
電気伝導率	mS/m	-	39	35	42	43	44	79	93	46	42	43	40	40
塩化物イオン	mg/L	-	48	52	42	54	55	100	140	64	59	33	49	43
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと						不検出						
総水銀	mg/L	0.0005以下						0.0005未満						
カドミウム	mg/L	0.01以下						0.0003未満						
鉛	mg/L	0.01以下						0.001未満						
六価クロム	mg/L	0.05以下						0.005未満						
砒素	mg/L	0.01以下						0.001未満						
全シアン	mg/L	検出されないこと						不検出						
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと						不検出						
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下						0.001未満						
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下						0.0005未満						
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下						0.0002未満						
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下						0.001未満						
四塩化炭素	mg/L	0.002以下						0.0001未満						
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下						0.0001未満						
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下						0.001未満						
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下						0.001未満						
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下						0.0005未満						
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下						0.0001未満						
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下						0.0001未満						
チウラム	mg/L	0.006以下						0.0005未満						
シマジン	mg/L	0.003以下						0.0003未満						
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下						0.001未満						
ベンゼン	mg/L	0.01以下						0.001未満						
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下						0.005未満						
セレン	mg/L	0.01以下						0.001未満						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10.0以下						1.3						
ふっ素	mg/L	0.8以下						0.04						
ほう素	mg/L	1.0以下						0.20						
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下						0.083						

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

3 放流水の水質検査

平成28年度 大間町一般廃棄物最終処分場放流水水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月25日	5月12日	6月7日	7月13日	8月3日	9月8日	10月12日	11月14日	12月14日	1月11日	2月8日	3月8日		
			5月12日	5月24日	6月21日	7月26日	8月23日	9月30日	10月25日	11月28日	12月24日	1月24日	2月20日	3月21日		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと						不検出								
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下						0.0005未満								
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下						0.001未満								
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下						0.005未満								
有機燐化合物	mg/L	1以下						0.1未満								
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下						0.04未満								
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下						0.005未満								
シアン化合物	mg/L	1以下						0.1未満								
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003以下						0.0005未満								
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下						0.002未満								
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下						0.0005未満								
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下						0.002未満								
四塩化炭素	mg/L	0.02以下						0.0002未満								
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下						0.0004未満								
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下						0.002未満								
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下						0.004未満								
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下						0.0005未満								
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下						0.0006未満								
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下						0.002未満								
チウラム	mg/L	0.06以下						0.0006未満								
シマジン	mg/L	0.03以下						0.0003未満								
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下						0.002未満								
ベンゼン	mg/L	0.1以下						0.001未満								
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下						0.002未満								
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下						1								
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下						0.2未満								
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下						3.9								
水素イオン濃度	-	5.8以上8.6以下	7.9	7.1	7.5	7.9	7.6	8.0	8.2	8.2	7.4	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	0.8	13.0	3.1	1.6	0.5	0.5	0.5	1.7	0.8	1.6	1.2	1.3	1.3	1.3
化学的酸素要求量	mg/L	90以下	6.3	9.1	8.5	7.5	8.0	8.9	8.7	7.2	6.9	8.2	7.5	7.4	7.4	7.4
浮遊物質	mg/L	60以下	1	7	5	1	4	3	1	1	11	1	2	1	1	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5以下						0.5未満								
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物油脂類含有量)	mg/L	30以下						1.2								
フェノール類含有量	mg/L	5以下						0.02未満								
銅含有量	mg/L	3以下						0.01								
亜鉛含有量	mg/L	2以下						0.08								
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下						0.1未満								
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下						0.02未満								
クロム含有量	mg/L	2以下						0.02未満								
大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下						6								
窒素含有量	mg/L	120以下	6.6	7.8	12.0	5.3	6.0	5.2	4.6	3.6	3.4	5.3	5.6	5.4	5.4	5.4
燐含有量	mg/L	16以下						0.053								
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下						0.012								

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

5 浸出液処理設備の定期検査及び措置

点検年月日		点検結果	浸出液処理設備の機能に異状があると認められた場合		
			措置年月日		措置内容
開始	終了		開始	終了	
平成28年4月20日	平成28年4月20日	緩速攪拌機、急速攪拌機に異常。他は良好。	平成29年4月20日	平成29年4月20日	原水の流入後、異常はなくなった。ポリ鉄とバクテリアの混入等が原因と考えられる。
平成28年5月18日	平成28年5月18日	緩速攪拌機、急速攪拌機に異常。他は良好。	平成29年5月18日	平成29年6月15日	原水の流入後、異常はなくなった。ポリ鉄とバクテリアの混入等が原因と考えられる。塩化第二鉄の背圧弁を交換。
平成28年6月15日	平成28年6月15日	全て良好			
平成28年7月20日	平成28年7月20日	全て良好			
平成28年8月17日	平成28年8月17日	全て良好			
平成28年9月21日	平成28年9月21日	全て良好			
平成28年10月21日	平成28年10月21日	全て良好			
平成28年11月18日	平成28年11月18日	全て良好			
平成28年12月21日	平成28年12月21日	全て良好			
平成29年1月18日	平成29年1月18日	全て良好			
平成29年2月15日	平成29年2月15日	全て良好			
平成29年3月15日	平成29年3月15日	全て良好			

